

事務連絡
令和2年6月11日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、令和2年6月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日(以下「運用開始日」という。)以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用(※1)の対象とする事務手続(※2)の一覧等を、内閣府大臣官房番号制度担当室において別紙1-1から2-2のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。貴課におかれては、各所管手続について、適切に対応いただくとともに、管内の市区町村に対して周知をお願いします。

また、運用開始日については、令和2年6月15日とされていますので、併せてお知らせします。

(※1) 申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

(※2) 別紙1-1及び1-2の「試行運用対象」列に、令和2年6月15日から試行運用を開始する事務手続には「○」を、令和2年6月15日より前から試行運用を継続している事務手続には「◎」を記載しております。

また、障害保健福祉制度において、試行運用の対象となる事務手続は下表のとおりであり、試行運用の手順や問題発生時の対応等については、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」(平成29年4月21日付け府番第77号・総官企第227号。別添1参照。)の4及び5並びに「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について」(平成29年6月16日付け総官参第11号。別添2参照。)のとおりとしますので、対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

なお、本格運用の開始時期については、試行運用の状況を確認の上で、別途連絡

します。

【別紙1－2関係】

障害保健福祉制度において試行運用の対象となる事務手続

※年金関係の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名	備考
45	7-172	障害児入所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	
46	7-173	障害児入所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	
47	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
48	7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
49	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	
50	8-100	肢体不自由児通所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	
51	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
52	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
120	46-36	特別児童扶養手当の認定	
121	46-37	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	
122	47-81	障害児福祉手当の認定	
123	47-82	特別障害者手当の認定	
124	47-83	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	
125	47-84	福祉手当所得状況届の内容の審査	

【別紙２－２関係】

障害保健福祉制度において試行運用の対象となる事務手続

※年金関係以外の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名	備考
16	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	
17	7-176	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	
28	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	
29	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	
30	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	
32	14-56	入院措置又は費用の徴収	
31	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	本人に提出を求めず公用請求している場合もある
47	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	本人に提出を求めず公用請求している場合もある